

少年法 61 条と憲法 21 条の関係

～なぜ少年法 61 条には罰則規定がないのか～

〇〇〇〇

- 1 はじめに
- 2 少年法 61 条について
- 3 憲法 21 条について
- 4 報道機関側から見た実名報道の意義・考え方
- 5 おわりに

1 はじめに

少年法 61 条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定している。これは少年の推知報道を禁止するものである。つまり、少年の氏名や容ぼうを推測させるような記事や写真を新聞名等に載せてはならないということを要請している。その中でも、氏名や顔写真は直接報道にあたるため、少年法 61 条には完全に違反することになる。但し、令和 4 年の少年法改正に伴って 18 歳以上の少年（特定少年）のときに犯した事件で起訴された場合には少年法 61 条が適用されず、実名報道が可能となった。しかし、推知報道の禁止が解除されたというだけであり、推知事項を報道しなくてはならないということではないので、実名等を報道するか否かは報道機関の判断に任せられる。

少年法 61 条は少年の保護のために重要な条文であるように見える。しかし、これまで報道機関は、時代を超えて少年法 61 条に反するような報道をたびたび行ってきた。例えば、「神戸児童連続殺傷事件」や「山口女子高専生殺害事件」、「川崎市中 1 男子生徒殺害事件」が挙げられる。それでは、なぜ少年法 61 条に違反するケースがでてくるのか。それは少年法 61 条には罰則規定がないからであると考えられる。

本稿では、なぜ少年法 61 条に罰則規定がないのか、罰則規定を設けることはできないのかという点について憲法 21 条との関係から条文や学説、さらには報道機関側の実名報道の捉え方などを通して検討したい。

2 少年法 61 条について

(1) 少年法 61 条の趣旨

少年法 61 条の趣旨について、まず一番に挙げられることは少年のプライバシー保護のためである。新聞をはじめとした出版物に少年の情報が公開されることで少年及び少年の家族をはじめとした周囲の人々が他者からの干渉や侵害に脅かされてしまうことを防ごうということだ。また、少年のプライバシー保護をすることは再犯を予防する上でも効果的であると考えられている。例えば、少年についての情報が世に出回ってしまうことによって出院後の就職・就学は困難になってしまうだろう。インターネットが発達している現代であればなおさらである。少年自身が更生自立にむけて努力をしようとしてもそれが阻まれるという状態になってしまうと再び犯罪に手を染めてしまうという事態が起りかねない。

(2) 少年法 61 条の趣旨に関する学説

従来の学説は主に 3 つある¹。1 つ目は模倣性説である。これは少年のプライバシー保護とともに非行が模倣されたり、伝播したりするのを防止することにあるとするものである。2 つ目は寛容説である。これは、少年法 61 条は寛容の原理の所産だとするものだ²。少年を全面的に受け入れるということだけではなく、それによって社会防衛も視野に入れているとされる。3 つ目は刑事政策説である。少年とその家族のプライバシーを保護することで少年の保護・更生をはかるとともに再犯の防止につなげるというものだ。これらの従来の学説の共通点は刑事政策的な観点から少年法 61 条を捉えているところにある。

一方で、近年では憲法 13 条の幸福追求権と子どもの権利条約 6 条から導き出せる憲法上保障された子ども固有の権利である成長発達権を保障するためとする見解も注目されている。

(3) 少年法 61 条に違反した場合

少年法 61 条に違反した場合であるが、1 章でも記述したように、少年法 61 条には罰則規定がない。そのため、少年法 61 条に違反した場合でも刑罰が科されることはない。少年法 61 条は禁止規定ではあるものの、法的には強制力のない規定であるといえるだろう。

ところで、少年法 61 条には現在では罰則規定がないものの、大正時代の旧少年法 74 条には現在でいうところの実名報道に対して罰則規定が設けられていた³。旧少年法 74 条には、少年審判所（現在の家庭裁判所少年審判部）の審判に付せられた事項、刑事事件の公判

¹ 福岡英明「少年事件報道をめぐる憲法問題」松山大学編『松山大学論集第 17 巻第 1 号』（2005 年）189 頁。

² 福岡・前掲注（2）189 頁。

³ 内閣『少年法・御署名原本・大正十一年・法律第四十二号』（内閣、1922 年）11 頁。

に付された事項について新聞紙をはじめとした出版物に掲載することはできない旨を記している。それに加えて、これに違反したときは、新聞紙の場合は編集者と発行者、その他の出版物の場合は著作者と発行者を1年以下の禁固又は千円以下の罰金に処すといった罰則規定を設けていた。

それでは、なぜ現在では罰則規定がないのかという点については憲法21条の表現、の自由との関係が理由として挙げられる。憲法21条の表現の自由を尊重するという趣旨のもと、少年の実名等をふせるか否かの決定は報道機関側の自主性に任されているのが現状である。

3 憲法21条について

憲法21条は表現の自由を保障したものであり、自己実現の価値と自己統治の価値にとって不可欠であることから憲法の中でも優位的な地位にある。特に1項は表現行為に対しての事前抑制を禁止しているものと解される。

しかし、表現の自由は外的行為に関わるため、他の権利や利益との衝突があった場合には制約を受けざるを得ない可能性がある。今回の場合は問題となるのは表現の自由の中でも報道の自由であり、少年法61条は憲法21条が保障する表現の自由を制約する規定として位置づけられる。

4 報道機関側から見た実名報道の意義・考え方

ここまでの章では主に条文に着目してきたが、報道機関側は実名報道をどのように捉えているのだろうか。報道機関側が少年の実名をはじめとした事項を報道にとって不可欠であると考えるのであれば、報道機関は少年法61条によって実際的に報道の自由を制約されているという形になる。そのようになると少年法61条に罰則規定を設けた場合には少年法61条と憲法21条のバランスが保たれなくなってしまう。

まず1つ目に、日本新聞協会の新聞法制研究会という部署がまとめた『新・法と新聞』からだ⁴。ここでは少年犯罪に限らず犯罪に関する実名報道の必要性は以下の3点にまとめることができるとしている。1点目は記事の客観性、正確性と読者に与える記事の説得力を確保するため、2点目は犯罪に対する一般的な抑止効果のため、3点目は公権力行使に対する監視機能としている。

2つ目に日本新聞協会が出版した『実名報道』からだ⁵。実名報道の必要性を5点に集約している⁶。1点目は国民の知る権利を全うするためということだ。2点目は実名報道により公

⁴ 日本新聞協会研究所編『新・法と新聞』（日本新聞協会、1990年）165頁-166頁。

⁵ 日本新聞協会編『実名報道』（日本新聞協会、2016年）15-24頁。

⁶ 山田隆司「被疑者実名報道と名誉毀損・プライバシー侵害 —報道機関の見解、司法判断

権力の監視機能が強まるためということだ。3点目は事件を後世に伝えるためということだ。4点目は、ニュースの基本要素であるいつ、どこで、だれが、なぜ、どのように、何をしたという「5W1H」のうち、「だれが」、「なにを」という情報は特に不可欠で、これらが欠けると情報として成立しないためということだ。5点目は実名報道による報道は、匿名と比べ、読者・視聴者への強い訴求力を持ち、事実の重みを伝えることができるためということだ⁷。

3つ目として、日本新聞協会が策定した「新聞協会の少年法 61 条の扱いの方針」というものがある⁸。これは報道機関側が策定した実名報道に関するガイドラインである。内容としては、「20 歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない。ただし、①逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合、②指名手配中の犯人捜査に協力する場合など、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については、氏名、写真の掲載を認める除外例とするように当局に要望し、かつ、これを新聞界の慣行として確立したい⁹」といったものだ。このガイドラインはそもそも 1958 年に発生した小松川事件という少年事件での実名報道を受けて法務省が「61 条が守られないのであれば、罰則を設けて取り締まることを考えざるをえない」とほのめかしたことをきっかけとなって罰則規定を設けることになることを恐れて策定されたものだ。策定後は改正少年法の特定少年についての補記が加えられてのみで大幅な修正を加えられることなく今日に至っている。本来であればガイドラインとして報道機関に対して大きな意味を持つものとして存在すべきであるが、大きな少年事件が起きるたびに報道各社で対応が分かれるのが現状だ。

5 おわりに

本稿では、なぜ少年法 61 条には罰則規定がないのか、罰則規定を設けることはできないのかという点を導き出すために少年法 61 条、憲法 21 条さらには報道機関側の立場に着目してきた。

それらを踏まえると、少年法 61 条に罰則規定がないのは、少年法 61 条が憲法 21 条の保障する表現の自由を制約する規定として位置づけられていることから、両者のバランスを考えると妥当である。罰則規定を設けてしまうと報道機関の活動に対する事前抑制につながってしまうだろう。

しかし、実名報道が少年の更生を妨げうるものであることには変わりはない。インターネ

を手がかりに一」創価大学法学会編『創価法学』（2018 年）91 頁-92 頁。

⁷ 山田・前掲注（6）91 頁-92 頁。

⁸ 一般社団法人日本新聞協会（2022 年 2 月 16 日）「新聞協会の少年法第 61 条の扱いの方針」〈https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html〉（2023 年 1 月 18 日閲覧）。

⁹ 前掲注（8）

ットなどが発達している現代においては、たとえ実名報道をしたのが1社だけであっても情報は世界中に拡散され、半永久的に閲覧可能な形になってしまうため、他の報道機関が推知報道及び実名報道をしなかったところでその意味は薄れるだろう。少年法61条は禁止規定ではあるものの、法的には強制力のない規定であり、憲法21条の表現の自由を尊重するという趣旨のもと、少年の実名等をふせるか否かの判断は全て報道する側に任されている中で報道機関が実名報道をするのは当然と言えば当然であるが、報道機関は少年の実名報道や推知事項の報道を行うことの社会的責任を痛感し、報道機関の判断1つで少年の更生が左右されることを今一度認識したうえで慎重に判断しなくてはならないのではないかと考える。